平成２６年（フ）第２３１号
広島市中区基町18番１―522号
債務者　飛鳥　常仁
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２号
広島市中区基町18番１―522号
債務者　飛鳥　常義
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９９号
広島市安佐北区可部町大字勝木2565番地の19
債務者　コハマ家こと　小林　一三
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７号
北海道小樽市奥沢４丁目２番22号　コーポ西本Ⅰ
債務者　玉谷　　浩
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第８１号
北海道小樽市緑３丁目15番133号　緑Ａ住宅１号棟、前住所北海道小樽市花園４丁目18番２号　浜谷アパート10号
債務者　下山　淑子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２０８号
石川県白山市宮永町847番地１　市営相木住宅17号棟206号室、従前の住所石川県白山市宮永町288番地12
債務者　沖崎かおり
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
金沢市白菊町５番14号
債務者　金村　　明
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３５号
石川県かほく市白尾ワ16番地７
債務者　卜部　文明
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３８号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅２棟16号
債務者　藤本瑠美子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３９号
金沢市白菊町５番14号
債務者　金村眞佐子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
石川県小松市今江町９丁目618番地
債務者　乾　　信子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５８号
長野県下伊那郡松川町元大島2710番地18
債務者　吉川　昌子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１１２９号
愛知県知多市新知東町３丁目19番地の９ルーラル202
債務者　菅野　信弘
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２８号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番１―208号
債務者　植木佐和子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富672番地１　上株団地
債務者　田中　賴子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
山口県下関市綾羅木新町１丁目３番３号、前住所東京都世田谷区駒沢２丁目43番９―401号
債務者　岡本　康幸
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係